

児童手当制度改正に伴う 手続きをお忘れなく！

☎ 伊奈庁みらいこども課（内線 4202）
〒 300 - 2395 つくばみらい市福田 195
つくばみらい市役所 保健福祉部 こども局 みらいこども課 手当給付係

令和 6 年 10 月分（令和 6 年 12 月支給分）から児童手当の支給対象が拡充されました。下記のいずれかの条件に当てはまる方は申請が必要です。期限内に忘れずにお手続きください。※公務員の方は、勤務先でお手続きください。

申請が必要な方	申請書類	申請期限
所得上限限度額以上で児童手当の受給資格がなかった方	○認定請求書 ○認定請求書 ○監護相当・生計費の負担についての確認書	3月31日(月) ※郵送の場合は必着 ※期限を過ぎた場合は、令和 6 年 10 月分にさかのぼっての手当の支給はできません。提出日の翌月分から支給対象となります。
中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方		
大学生年代（22歳に達した年度末）までの児童を3人以上養育しており、それにより第3子以降増額（多子加算）を受ける方		

多子加算の申請について

令和 6 年 10 月の児童手当制度改正により、多子加算のカウント対象が大学生年代（22 歳に達した年度末）までに拡充されました。これに伴い、令和 7 年度に 19 歳となる児童があり、その児童を含め 3 人以上の子を養育し、引き続き多子加算のカウント対象とするには、改めて下表の「①初回の申請手続き」が必要です。

19～22歳となる年度の子の状況	①初回の申請手続き	②2回目以降	申請期限
学生	19歳となる年度になった時に「額改定認定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要	初回到記載した卒業見込みの月までは再提出不要 ※変更が生じた場合は届出が必要	4月15日(火) ※郵送の場合は必着 ※期限を過ぎた場合は、令和 7 年 4 月分にさかのぼっての多子加算の適用はできません。提出日の翌月分から支給対象となります。
学生でない	上記と同じ	毎年 6 月の現況届で再提出が必要	

申請方法

申請書類を問い合わせ先まで直接持参、郵送または電子申請でお申し込みください。
※電子申請の申請期限は、申請期限日の午後 11 時 59 分まで



詳しくはこちら

住民税非課税世帯に 物価高騰支援給付金を支給します

☎ 給付金窓口（内線9102,9106）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を受け、特に物価高騰の影響を受ける低所得世帯（令和 6 年度の市民税均等割が非課税の世帯）の負担軽減を図るため、**1世帯当たり3万円**を支給します。

また、世帯に 18 歳以下（平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた方）の世帯員がいる場合、**1人当たり2万円**を加算して支給します。

支給対象となる方には、通知書を発送します。手続きについては、通知書をご覧ください。

また、支給対象世帯であっても、令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方で、本市に住民税の情報が無い方を含む世帯の場合、通知書が届かない場合がありますので、お問い合わせください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



このコーナーでは、仕事での真面目な顔からは想像できない、市職員のはっきりするような一面を紹介します！

☎ 伊奈庁舎秘書広報課（内線 1107）



仕事・子育て・英語の勉強と毎日忙しい野元さん。休日となるとさらに野菜作りも加わります。繁忙期には 20 種類以上の野菜を 1 人で切り盛り。野菜作りは有機栽培にこだわり、その愛情は野菜を使ったカクテルを考えるほど。英語も好きで、幼少期から英語に携わる環境に身を置きつつ、独学で勉強。職員向けの英語研修も実施しており、そのために昨年は中学生以来の英検にもチャレンジする努力家です。そんな野元さん、食卓には採れたての野菜が並ぶかと思いきや、野元家はとにかく肉！まさかの家族全員野菜が苦手でした。